

魚沼市介護人材奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

告示第76号

(趣旨)

第1条 市長は、魚沼市の介護人材の確保を図るため、市内介護保険事業所に就職した者に対し、予算の範囲内において、就学時に借り入れた奨学金の返還額の一部を補助するものとし、その交付に関しては、魚沼市補助金等交付規則(平成16年魚沼市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程をいう。
- (2) 奨学金 魚沼市奨学金、独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金並びに新潟県奨学金並びにその他市長が認めるものをいう。
- (3) 介護保険事業所 魚沼市内の指定介護保険事業所
- (4) 常用労働者 事業者が令和2年4月以降に新たに正規雇用した者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である旨の労働契約(雇用期間に定めのないものであって、1週間の所定労働時間が30時間以上のものに限る。)に基づき雇用された者

イ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する被保険者のうち、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者でない者

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかにも該当するものとする。

- (1) 大学等を卒業(修了を含む。)した者
- (2) 申請日において、介護保険事業所へ常用労働者として雇用されている者で、同一法人に継続して3年以上の勤務が見込まれる者
- (3) 申請日において、対象となる奨学金の返還を既に行っており、かつ、奨学金の返還完了までの期間が3年以上ある者
- (4) 奨学金返還について、他の補助金等の交付を受けていない者
- (5) 奨学金返還の滞納をしていない者
- (6) 市税の滞納がない者
- (7) 魚沼市暴力団排除条例(平成23年魚沼市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員との社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、大学等の修学のために貸与を受けた奨学金であって、交付申請日の属する年度の前年度に返還した奨学金の額とする。ただし、利息は除くものとする。

(補助金の額及び交付期間)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とする。ただし、12万円を上限とする。

2 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた額とする。

3 補助金の交付申請できる期間は、補助対象経費となる奨学金を返還した回数が月賦返還の場合は36回分、半年賦の場合は6回分、年賦の場合は3回分に達した翌年度までとする。

(交付申請兼実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、介護人材奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付し、市長が定める日までに市に提出しなければならない。

- (1) 奨学金の借入総額及び返還計画が分かる書類
- (2) 前年度に返還した奨学金の返還額を証する書類
- (3) 在職証明書(別紙1)
- (4) 誓約書(別紙2)
- (5) 市税の納税証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定兼額の確定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、交付又は不交付の決定及び額の確定を行い、交付申請者に対し、介護人材奨学金返還支援事業補助金交付(不交付)決定兼確定通知書(様式第2号)により通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認めたとき。
- (2) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、介護人材奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

魚沼市長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

介護人材奨学金返還支援事業補助金交付申請兼実績報告書

魚沼市介護人材奨学金返還支援事業補助金の交付を受けたいので、魚沼市介護人材奨学金返還支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額	円 (①×1/2(上限 12 万円、1,000 円未満切捨て))				
2 就業先等	介護保険事業所名				
	住 所	魚沼市			
	就 業 年 月 日	年 月 日			
3 奨学金	種 類	<input type="checkbox"/> 魚沼市奨学金 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構の奨学金(第一種及び第二種) <input type="checkbox"/> 新潟県奨学金 <input type="checkbox"/> その他()			
	借 入 総 額	円	返還方法	月賦・半年賦・年賦	
	全 返 還 期 間	年 月 ~ 年 月			
4 前年度の奨学金返還額	円①	期間	年 月 ~ 年 月	回数	回

【添付書類】

- 奨学金の借入総額及び返還計画が分かる書類
- 前年度に返還した奨学金の返還額を証する書類 在職証明書(別紙1)
- 誓約書(別紙2) 市税の納税証明書 その他市長が必要と認める書類

振込先口座

金融機関名	(銀行・信用組合・金庫・農協)		(本店・支店・支所)	
フリガナ	-----		口座番号	普通当座
口座名義				

※ 通帳の写し(表紙裏面)を添付してください。

別紙1(第6条関係)

在 職 証 明 書

現住所	(〒 -)
氏名	(フリガナ)
	(年 月 日生)
就業年月日・期間	年 月 日 ~ 年 月 日
勤務時間	
所属役職	
職種	
備考 その他	

上記の者は、常用労働者として在職しており、パートタイム労働者、契約社員、派遣労働者又はこれに属する労働者でないことを証明します。

年 月 日

所在地

事業主 名称

代表者 (印)

別紙2(第6条関係)

年 月 日

魚沼市長 様

住所

氏名

印

電話番号

誓約書

私は、魚沼市介護人材奨学金返還支援事業補助金の交付を申請するに当たり、下記の全ての事項について、誓約いたします。

記

- 1 魚沼市介護人材奨学金返還支援事業補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為はありません。
- 2 暴力団又は暴力団員(魚沼市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団をいう。)等反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 魚沼市介護人材奨学金返還支援事業補助金交付要綱に定められた期間、魚沼市内の介護保険事業所へ勤務します。
- 4 偽りその他不正の行為により、補助金の交付決定を取り消され、補助金の全部又は一部の返還を市から求められた場合、補助金を返還します。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

魚沼市長



介護人材奨学金返還支援事業補助金交付(不交付)決定兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請及び実績報告のあった魚沼市介護人材奨学金返還支援事業補助金について、魚沼市介護人材奨学金返還支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり(交付すること・交付しないこと)に決定し、補助金の額を確定したので通知します。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 補助対象経費 | 円 |
| 2 交付決定額兼確定額 | 円 |

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

魚沼市長



介護人材奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した魚沼市介護人材奨学金返還支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すこととしたので、魚沼市介護人材奨学金返還支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 取消理由

2 取消金額